

道路占用申請者各位

道路占用申請に伴う注意事項について

- 1 占用工事終了後に必ず工事完了届を道路管理者(宮崎市)に提出すること。
※その際に掘削工事を伴う場合は、以下を必ず添付すること
 - ・工事位置図
 - ・管埋設時の埋設深(土被り厚)の写真
 - ・埋戻しの路床・下層・上層のそれぞれの転圧後の埋設深(道路面から各路盤上までの厚み;下がり)の写真
 - ・乳剤散布完了後の写真

- 2 舗装切断の影響線は、本復旧時に行うこと。完了届の写真では、初めから影響線にカッターを入れ、工事を行っている状況が見受けられる。
※ただし、上下水道やガス管等の引き込み工事においてはこの限りではない

- 3 舗装(表層)の本復旧時におけるアスファルト舗装打設前の乳剤散布は、全面に隙間無く十分に散布を行うこと。乳剤散布は、上層路盤全面に施すとともに、既設舗装切断面等に塗布することで、路盤と既設アスファルト面との付着力を良くする必要がある。

- 4 舗装の復旧断面においては、幹線道路を除くと殆どの路線において
表層(アスファルト) t=5cm
上層路盤(粒調碎石) t=15cm
下層路盤(碎石) t=20cm
で施工することになっているが、特に上層路盤、下層路盤の厚みを確認できない完了写真が見受けられる。また、規定どおりの上層路盤と下層路盤を合わせた35cmが確保できているかどうか疑わしいものや35cmの路盤の中に埋め戻し砂が入り込んでおり、路盤の厚みが不足しているものも見受けられる。

以上の内容が満足されていない場合や、申請内容と異なる施工を行った場合は、占用工事の中止、またはやり直しを命ずることがあります。本来の目的である、道路を人や車が安全に通行できるよう、占用者皆様のご協力をよろしくお願いします。

宮崎市橋通一丁目1番1号
建設部 用地管理課、占用係
TEL 0985-21-1805
FAX 0985-27-6377